行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　盛武　隆／編集　広報部
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

# 会員に対する滋賀県知事の行政処分

滋賀県行政書士会　会長　盛武　隆

**滋賀県公報による公告**

平成29年3月13日、滋賀県公報（別紙1）は、行政書士法による行政処分を公告した。そこには会員の氏名とともに処分内容が記載されていた。公告は、「行政書士法第8条第1項および行政書士法施行規則第2条の14第1項に違反していることから、同法第14条の規定に該当するため。」であった。

さらに公報とは別に、滋賀県行政書士会会長宛てに滋賀県総務課長名で「行政書士法による行政処分について」と題された文書（別紙2）が発せられた。

ここにおいて監督官庁たる滋賀県から滋賀会に対する会員の監督の在り方が問われる事態となったのである。

**滋賀県が9回に及ぶ研修を実施**

行政書士法第14条の3は、「何人も、行政書士又は行政書士法人について第14条又は前条第1項若しくは第2項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。」と規定している。

近年、滋賀県や滋賀会には、弁護士や被害者あるいは法テラス、市役所等から会員に関するさまざまな苦情や被害の申し出が続いていた。

滋賀県総務課はこの状況を踏まえ、滋賀会会員に対して研修の必要があるとして、行政書士法の法令順守および倫理等の研修会を連続して9回も行ってきた。

それ以前から、滋賀会の責務として、さまざまな機会をとらえては倫理・人権等の研修を実施してきた。それにもかかわらず、滋賀会会員に関する苦情や被害が滋賀県や本会に続けて寄せられることから、滋賀県は会長に対して当該会員の調査報告を文書で求めてきたのである。

**綱紀委員会の開催**

この問題に対する滋賀会の対応経過は次の通りである。会長は会則に基づき、理事会を開催し、綱紀委員会に当該会員の調査とその結果の報告を求める議案を提出し、理事会はこれを議決した。会長は直ちに綱紀委員会に対して当該事案の調査を求めた。綱紀委員会は当該会員に対して、会議への出席を求めたが、当該会員は所在不明であり、事務所も閉鎖されていたので、出席要請文書は返戻されたのである。委員会は当該会員の出席は得られなかったとする報告を会長に行い、会長は理事会にその旨報告し、滋賀県に報告することが承認された。

**会長の調査義務**

会長は会則第83条に基づき、行政書士業務の適正な運営を図るため、必要があるときは、会員の業務を調査し、会員から報告を徴してその会員に必要な勧告もしくは指示をすることができる。

会長はこの規定により、支部長に対して当該会員の事務所調査を委嘱したところ、当該事務所は閉鎖され、シャッターが下りたままであり、行政書士事務所の看板も見当たらない状態であることが報告された。

本会はこれらの調査報告書を取りまとめ、滋賀県に提出した。滋賀県は法第13条の22第1項に基づく立ち入り検査を複数回実施した。その結果、事務所は家賃滞納、当該行政書士は所在不明等の理由により、事務所の家主は契約を解除し、新たに施錠していること、さらに行政書士事務所としての報酬額の掲示、事件簿の備え付け、領収書の備え付けや看板の掲示等もないこと等が滋賀県担当職員によって確認された。

このような状況下にあって、当該会員に業務を委託した市民からの苦情が相次いでいた。

**行政書士（会員）の責任とは**

行政書士会は監督官庁である滋賀県から監督を受け、会員たる行政書士は滋賀会の監督を受けている。それだけではない。滋賀会は監督責任を、会員は専門家責任を、そして法的責任を問われることになる。

その他にも、社会的責任、倫理責任、経済的責任等が問われる。これらの道義的責任が果たされない場合、国民に、行政書士会には統治能力が、会員には順法能力が、行政書士制度にはその必要性が問われることになる。

**行政書士の業務遂行を巡る法的責任**

行政書士は業務受託に際し、依頼人に対して、消費者契約法に基づき業務の内容や結了期限、説明責任や情報提供義務があること等、契約書の約款の説明を行い、依頼人から説明を受けたことの承認を得ておかねばならない。

さらに暴力団等の反社会的行為を行う者でないことの誓約書を求め、本人確認とその書面の保存を行うとともに、契約書の正本を依頼人に交付しなければならない。

**滋賀会の統治責任**

一部の会員に対する苦情であったとしても、現実に連続して生じていることから、依頼人の被害の実態調査を行い、滋賀会の責任を果たすため、会員に対する指導はもとより、行方不明などの理由により指導ができない会員である場合は、滋賀会として何らかの解決策を講じなければならない事態であることが理事会の共通認識となったのである。

そこで理事会は、会長の提出した苦情処理対策委員会設置規則を議決して、直ちに対応することを求めて今日に至っている。滋賀会の賠償責任が問われることはないとしても、被害者救済、不履行となった債務の履行などを勘案した委員会予算が必要である。会員の会費がこのような事案に費消されることは、運営を担う役員にとっても責任を痛感せざるを得ないのである。

なお滋賀会会員に対する滋賀県の倫理研修は今後も継続され、根本的な原因解決を求められる。一度も受講しない会員は、この研修を受講されるよう希望する次第である。ちなみに行政書士記念日に行われた研修資料を同封するので、熟読し、理解し、依頼者の利便に資することとされたい。なお、今後も会員に対する苦情が続くとすれば、その時は他会に倣い、会則に「受講義務」規定を置かねばならなくなる。ご理解願いたいものである。